

令和 5 年 4 月 17 日
住宅局参事官（建築企画担当）付

「省CO₂先導プロジェクト 2023」の提案募集を開始します！

～令和 5 年度サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）の第 1 回提案募集～

国土交通省では、省エネ・省CO₂に係る先導的な技術を導入した住宅・建築物のリーディングプロジェクトを支援しております。【別紙参照】

今年度 1 回目の支援対象事業の選定に向け、本日より企画提案の募集を開始します。

1) 募集部門と主な事業要件

- ① 一般部門（建築物（非住宅）、共同住宅、戸建住宅）
 - ・CO₂の削減、健康、災害時の継続性、少子化対策等に寄与する先導的な技術が導入されるものであること など
- ② 中小規模建築物部門（非住宅）：概ね①と同様
- ③ LCCM（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）低層共同住宅部門（共同住宅※）
 - ・強化外皮基準(ZEH 水準の断熱性能)を満たすもの
 - ・再生可能エネルギーを除き、一次エネルギー消費量が現行の省エネ基準値から 25%削減されているもの
 - ・ライフサイクル CO₂ の評価結果が 0 以下となるもの など
- ④ 分譲住宅トップランナー事業者部門（共同住宅）
 - ・ZEH 水準の省エネ性能を満たすもの など

※戸建住宅については LCCM 住宅整備推進事業 (<https://lccm-shien.jp/>) をご確認ください。

2) 応募期間

令和 5 年 4 月 17 日（月）～令和 5 年 5 月 31 日（水）

3) 応募方法・採択

- ・応募方法、募集要領等の詳細や過去の採択事例は、問合せ先のホームページをご確認ください。
- ・応募提案については審査の上、8 月下旬頃を目処に採択事業を公表する予定です。

<応募方法、事業の要件等に関する問合せ先>

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）評価事務局

H P : <https://www.kenken.go.jp/shouco2/>

メール : shoco2@hyoka-jimu.jp

<制度に関する担当> 国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付 秋岡、齋藤

電話 : 03-5253-8111（内線 39-458）

【概要と目的】

先導性の高い住宅・建築物の省エネ・省CO2プロジェクトについて民間等から提案を募り、支援を行う

事業の成果等を広く公表することで、取組の広がりや社会全体の意識啓発に寄与することを期待

【省エネ・省CO2の実現性に優れたリーディングプロジェクトのイメージ】

先導技術の一例

建築物	住宅
<ul style="list-style-type: none"> ■ パーソナル空調、照明の可変・ゾーニング制御等のウェルネス空間の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の卓越風の最適利用による省エネ化
<ul style="list-style-type: none"> ■ 熱・電力融通、エリア熱回収等の広域でのエネルギーマネジメント 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高い断熱性能による省エネ化
<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難者受け入れ等のBCP・LCPの拠点の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 太陽光発電と蓄電池の併用によるレジリエンス性の向上
<ul style="list-style-type: none"> ■ 生ゴミ発電、井水HP等の未利用エネルギーの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ■ HEMSによるエネルギー消費の最適制御

「先進性」と「普及・波及性」を兼ね備えたプロジェクトを先導的と評価



「まちづくり等への面的な広がり」「非常時のエネルギー自立」「被災地における復興」「地方都市での技術の普及」等に資するプロジェクト等も積極的に評価

【対象となる事業】

	建築物(非住宅)		住宅		
	一般※	中小規模建築物※	一般※(共同、戸建)	LCCM住宅(共同)	分譲住宅TR事業者
新築	○	○	○	○	○
改修	○	—	○	—	—

省CO2に係るマネジメントシステムの整備や技術の検証事業も対象

【補助額・スケジュール等】

<補助対象> 設計費、建設工事費等のうち、先導的と評価された部分

<補助率> 補助対象工事の1/2等

<限度額> 原則5億円/プロジェクト等

<事業期間> 採択年度を含め原則4年以内に完了

※過去の採択事例や技術の詳細、Q&A等は、建築研究所のHPに掲載しております。

<https://www.kenken.go.jp/shouco2/>

検索

サステナブル 省CO2

令和 5 年 4 月 17 日

住宅局参事官（建築企画担当）付

「建築物の省エネ改修工事」の提案募集を開始します！

～令和 5 年度既存建築物省エネ化推進事業の第 1 回提案募集～

国土交通省では、既存建築物の省エネ化の推進及び関連投資の活性化を図るため、民間事業者等が行う既存建築物の省エネルギー性能の向上に資する改修等を支援しております。【別紙参照】今年度 1 回目の支援対象事業の選定に向け、本日より企画提案の募集を開始します。

1) 主な事業要件

- ① 外皮（窓、外壁等）の省エネ改修工事を行うもの。ただし、高機能換気設備を設置する場合は、換気経路の確保等の外皮改修で足りるものとし、断熱性能を高める躯体改修は必須としない。
- ② 建物全体におけるエネルギー消費量が、改修前と比較して、20%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事を行うもの（ただし、外皮の改修面積割合が 20%を超える場合は、15%以上の省エネ効果とする）。なお、高機能換気設備の設置により、当該設備を設置する階のエネルギー消費量が改修前と比較して 20%以上の省エネ効果が見込まれる場合には、当該階のみの改修工事を実施することも可能。
- ③ 改修後に一定の省エネルギー性能に関する基準を満たすもの。 など

2) 応募期間

令和 5 年 4 月 17 日（月）～令和 5 年 5 月 22 日（月）

3) 応募方法・採択

- ・応募方法や募集要領等の詳細は、問合せ先のホームページをご確認ください。
- ・採択事業については、応募提案を審査の上、8 月頃を目処に公表する予定です。

<応募方法、事業の要件等に関する問合せ先>

既存建築物省エネ化推進事業評価事務局

H P : <https://hyoka-jimu.jp/kaishu/>メール : kaishu@hyoka-jimu.jp**<制度に関する担当>**

国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付 秋岡、齋藤

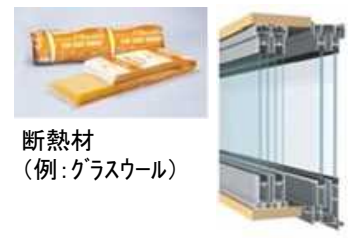
電話 : 03-5253-8111（内線 39-458）

【概要と目的】

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物ストックの省エネ改修の促進を図るため、躯体の改修及び空調の効率化に資する換気設備の導入を行う民間等による省エネ改修工事に対して支援を行う。

【イメージ】

躯体の省エネ改修
天井、外壁等(断熱)
開口部(複層ガラス、二重サッシ等)等



省エネ性能の表示

高効率設備への改修
空調、換気、給湯、照明 等



バリアフリー改修※
廊下等の拡幅
手すりの設置
段差の解消 等



スロープの設置

※省エネ改修工事に併せて実施するもの

【補助額等】

＜補助対象＞ 省エネ改修工事(併せて実施するバリアフリー改修工事・エネルギー計測・省エネ性能の表示)に要する費用

＜補助率＞ 補助対象工事の1/3

＜限度額＞ 5,000万円/件(設備部分は2,500万円)

※バリアフリー改修工事を行う場合は、当該工事の費用として2,500万円を上記補助限度額に加算可能

＜事業期間＞ 原則として当該年度に事業が完了

【事業の要件】

以下の要件を全て満たす、建築物(非住宅)の省エネ改修工事

- ① 躯体(壁・天井等)の省エネ改修(高機能換気設備※を設置する場合は、躯体又は外皮の改修)を伴うものであること
※給気と排気の間で熱交換を行うことで、空調効率の低下を防止する換気設備
- ② 改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれること
〔ただし、外皮改修面積割合が20%を超える場合は15%以上〕
〔高機能換気設備を設置する場合は、改修に係る部分でのエネルギー消費量の算定が可能〕
- ③ 改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと
- ④ 省エネ性能を表示すること
- ⑤ 改修後に耐震性を有すること
- ⑥ 事例集への情報提供に協力すること 等

令和 5 年 4 月 17 日

住宅局参事官（建築企画担当）付

「令和 5 年度 LCCM 住宅整備推進事業」の第 1 回募集を開始します！

国土交通省では、LCCM（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）住宅の整備に対して支援を行っております。【別紙参照】

本日より、今年度第 1 回目の支援対象事業の募集を開始します。

1) LCCM 住宅とは

LCCM 住宅とは、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）よりさらに省 CO₂ 化を進めた先導的な脱炭素化住宅で、建設時、運用時、廃棄時において出来るだけ省 CO₂ に取り組み、さらに太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時の CO₂ 排出量も含めライフサイクルを通じての CO₂ の収支をマイナスにする住宅です。

2) 主な事業要件

- ①強化外皮基準(ZEH 水準の断熱性能)を満たすもの
- ②再生可能エネルギーを除き、一次エネルギー消費量が現行の省エネ基準値から 25%削減されているもの
- ③ライフサイクル CO₂ の評価結果が 0 以下となるもの など

3) 申請期間

令和 5 年 4 月 17 日（月）～令和 5 年 9 月 29 日（金）

※予算により、早めに受付終了となる場合がありますので、ご注意ください。

4) 申請方法、事業の要件等に関する問合せ先

申請方法や募集要領等の詳細は、下記ホームページより確認できます。

HP：<https://lccm-shien.jp/>（LCCM 住宅整備推進事業実施支援室ウェブサイト）

メール：info@lccm-shien.jp

5) 参考

ZEH、LCCM 住宅関連事業（補助金）について

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000153.html

<制度に関する問合せ先> 国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付 秋岡、齋藤
電話：03-5253-8111（内線 39-458）

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、住宅の脱炭素化を推進するため、先導的な脱炭素化住宅であるLCCM住宅の整備に対して支援を行う。

LCCM住宅：使用段階のみならず資材製造や建設段階等におけるCO2排出量の削減、長寿命化を図りつつ、創エネルギーにより、ライフサイクル全体(建設、居住、修繕・更新・解体の各段階)を通じたCO2排出量をマイナスとする住宅。

○ LCCM住宅の新築について支援。

【補助対象費用・補助率】

- 以下の費用の合計額の1/2
 - 設計費
 - 建設工事等における補助対象工事の掛かり増し費用

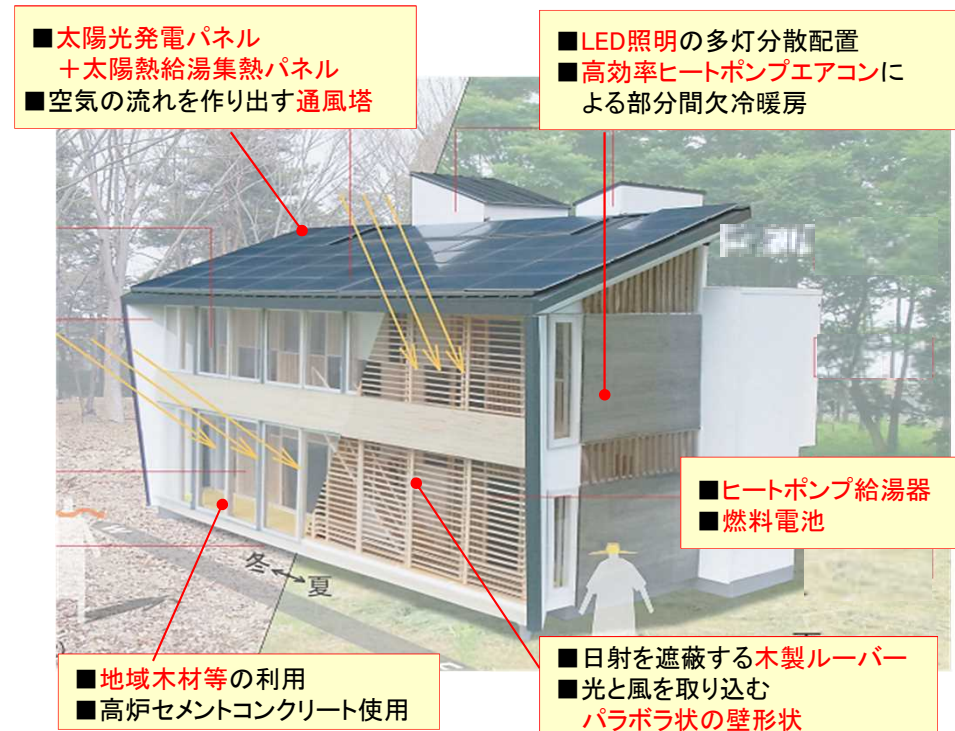
【補助要件】

- 強化外皮基準(ZEH水準の断熱性能)を満たすもの
- 再生可能エネルギーを除き、一次エネルギー消費量が現行の省エネ基準値から25%削減されているもの
- ライフサイクル全体のCO2排出量を算定※し、その結果が0以下となること 等

※建設、居住、修繕・更新・解体の各段階を通じたCO2排出量が、太陽光発電によるCO2削減量を下回ることを、指定のツールを用いて評価

【補助限度額】 戸建住宅 140万円/戸

LCCM住宅の例



引用元：LCCM住宅研究・開発委員会